

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱

制定	平成13年	4月	1日	制定	
改正	平成14年	4月	1日	改正	
	平成15年	7月	2日	改正	
	平成16年	4月	1日	改正	
	平成18年	4月	1日	改正	
	平成18年	6月	1日	改正	
	平成19年	4月	1日	改正	
	平成20年	10月	1日	改正	
	平成21年	4月21日	経済振興局長	決裁	
	平成21年	9月18日	経済振興局長	決裁	
	平成22年	4月	1日	経済振興局長	決裁
	平成23年	3月25日	経済振興局長	決裁	
	平成23年	12月16日	農水商工局長	決裁	
	平成25年	3月26日	農水商工局長	決裁	
	平成26年	3月31日	市長	決裁	
	平成26年	7月	9日	農水商工局長	決裁
	平成29年	11月10日	市長	決裁	

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街等の団体が実施する商店街活性化事業に対し助成を行うことにより、商店街等の賑わいや魅力を創出し、もって本市商業の振興及び地域の活性化を図ることを目的として、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、商業の振興を目的として組織された団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税に滞納がある団体は、助成対象から除くものとする。

- (1) 近接している複数の商業者で組織された団体又はその集合体
- (2) 熊本商工会議所及び各商工会
- (3) 商業者で設立した事業協同組合及び協業組合
- (4) 前各号に掲げるもの以外のもので、市長が特に認めるもの

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、対象団体が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 商店街魅力アップ事業 次のいずれかに該当する事業
 - ア 地域の特性を生かした商店街活性化に資するイベント等の事業
 - イ 商店街の活性化に向けた先進的な事業であつて、他地域へのモデル性を有するもの又は地域の課題解決等を目的としたもの
- (2) 研修事業 商店街の活性化に向けた研修事業
- (3) 熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34。以下「県規則」という。）に基づき、熊本県にぎわいづくり補助事業補助金（以下「県にぎわい補助金」という。）の交付決定を市が受けた事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が認める事業

(助成対象事業費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象事業費」という。）は、前条各号に規定する事業の区分に応じ別表に定めるもののうち、当該事業の実施に直接要する経費として市長が認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は、原則として助成の対象としない。

- (1) 個別の商店等に対する助成金
- (2) 備品及び什器の購入費
- (3) 敷金及び礼金

(4) 飲食費

(5) その他市長が不適当と認めるもの

2 県規則に基づき、県にぎわい補助金の交付決定を市が受けた事業の助成対象事業費については、前項の規定にかかわらず、当該事業に係る熊本県が定める補助金交付に関する規定に準じて費用を算出するものとする。

(助成額)

第5条 助成の額は、助成対象事業費に第3条各号に規定する事業の区分に応じ、別表第1に定める助成率を乗じて得た額（それぞれ同表に掲げる限度額を上限とする。）以内とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。ただし、県にぎわい補助金の交付決定を市が受けた事業の助成率及び限度額については、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

3 対象団体が助成事業の実施に当たり収入を得る場合は、助成対象事業費から当該収入額を差し引いた額を前2項による助成額算定の基礎とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(認定申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする対象団体は、市長が指定する期日までに、熊本市商店街活性化特別支援事業認定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(認定)

第8条 市長は、前条に規定する申請のあった事業について審査し、助成対象事業を認定するため、別に定める熊本市商店街活性化特別支援事業助成金審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。ただし、県にぎわい補助金の交付決定を市が受けた事業及び市長が認める事業については、この限りでない。

2 市長は、審査会の結果を踏まえて事業（前項ただし書の事業を除く。）の認定又は不認定について決定し、熊本市商店街活性化特別支援事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の認定を受けた団体及び前条第1項ただし書の事業をしようとする団体（以下「認定団体等」という。）は、助成事業を実施する前に、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付申請前の着手)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定による認定を受けたものが当該認定前に熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付申請前着手届（様式第3号の2）を提出していた場合において、助成金交付申請前に事業に着手することについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、当該認定を受けたものは、事業の実施後であっても前条の申請をすることができる。

(交付決定)

第10条 市長は、前2条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(計画の中止又は変更)

第11条 前条第1項に基づき通知を受けた認定団体等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに熊本市商店街活性化特別支援事業中止・変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業に要する予算の20パーセントを超えて変更しようとするとき（県にぎわい補助金の交付決定を受けた助成事業にあっては、県にぎわい補助金の交付に関する規定に定める予算の変更をしようとするとき。）。

(2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付の取消又は変更)

第12条 市長は、前条に規定する中止・変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第10条に基づく交付決定を取り消し、又は変更し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付取消・変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定を受けた認定団体等は、助成事業の完了後、熊本市商店街活性化特別支援事業完了実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付確定通知書（様式第8号）により認定団体等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第15条 前条に規定する通知書を受けた認定団体等は、速やかに請求書を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は、助成金の交付を受けた認定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をして助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を交付を受ける目的以外に使用したとき。
- (3) 助成金を使用する以前に助成金を受けた団体が解散したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

2 平成21年度における要綱第6条第1項の規定の適用については、同項中「3分の2」とあるのは「9分の8」と、「10,000千円」とあるのは「13,000千円」とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月9日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

2 平成26年度において第8条の規定による認定を受けたものがこの要綱の施行の日前に事業に着手した場合においては、改正後の第9条の2に規定する熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付申請前着手届は、この要綱の施行後速やかに提出させるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行し、平成29年7月31日より適用する。

別表第1（第5条、第6条関係）

事業の区分	助成率		限度額	対象経費
商店街魅力アップ事業	A 評価	1 / 2 以内	2 0 0 万円	会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの
	B 評価	1 / 3 以内	1 5 0 万円	
	C 評価	1 / 4 以内	1 0 0 万円	
研修事業	A 評価	1 / 2 以内	5 0 万円	
	B 評価	1 / 3 以内		
	C 評価	1 / 4 以内		
上記のほか、市長が認める事業	別に定める基準による			

別表第2（第5条関係）

事業の区分	助成率	限度額
プラン作成	2/3 以内	100 万円
プラン実践・改善	2/3 以内	400 万円

熊本市商店街活性化特別支援事業
認定申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者

印

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の名称

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の定款、規約又は会則
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 団体の事業年度の収支予算書、前年度の収支決算書
- (6) 市税滞納有無調査承諾書（※法人のみ）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
認定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった事業について、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第8条の規定により審査した結果、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付予定額 円
- 5 その他 今回の認定は、先に提出のあった事業計画書及び事業収支予算書等に基づく内定であり、事業内容や予算に変更等があった場合は、助成金の額を減じ、又は助成の内定を取り消すことがある。

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者 印

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、当該助成金の交付を受けた際は、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱に規定する事項を遵守することに同意します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 交付を受けようとする助成金の額 円
- 5 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付申請前着手届

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者 印

年 月 日付けで熊本市商店街活性化特別支援事業認定申請書を提出した事業について、下記条件を
了承の上、助成金申請前に着手したいので、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第9条の2の規定
により届け出ます。

記

- 1 認定申請書を提出した事業の審査結果に異議がないこと。
- 2 当該事業について、着手から助成金交付決定を受けるまでの間に計画変更をしないこと

助成事業の名称

着 手 日 年 月 日

申請前着手の理由

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付決定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金について、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付決定額 円
- 5 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 6 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承諾を受けなければならない（軽微な変更についてはこの限りではない。）。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承諾を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成事業終了後30日以内に事業完了実績報告書に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱に規定する事項を遵守しなければならない。
 - (6) 助成事業について、審査会で認定を受けた事業内容を著しく変更する場合には、助成率及び助成額について減ずることがある。
- 7 助成条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不相当と認めたときは、助成を取消し、若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 8 この助成金については、別に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- 9 この助成金については、別に地方自治法第221条第2項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

熊本市商店街活性化特別支援事業
中止・変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者

印

年 月 日付け熊本市指令第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり計画
変更したので承認願います。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
助成金交付決定通知書の写し
- 5 （その他）

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付取消・変更通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住所
団体名
代表者

様

熊本市長

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費
- 4 助成金
- 5 取消・変更の理由

熊本市商店街活性化特別支援事業
完了実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
届出者 団体名
代表者

印

年 月 日付け熊本市指令第 号で助成金の交付決定を受けた事業が完了したので、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称

2 添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 提出領収書内容一覧表
- (4) 支払領収書（写し）
- (5) 助成金交付決定通知書の写し
- (6) 写真、印刷物、契約書等（写し）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付確定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第14条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 助成事業の名称 | |
| 2 | 助成事業の区分 | |
| 3 | 助成対象事業費 | 円 |
| 4 | 助成金 | 円 |